○最低制限価格の算出方法及び算出例

建設工事

(令和2年4月1日以降に公告または指名通知を行った案件)

1. 最低制限価格の算出方法

予定価格算出の基礎となった以下のア〜エの合計額。ただし、その額が、予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合は予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額 (%1) とし、予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額 (%2) とします。

- ア. 直接工事費に 100 分の 97 を乗じて得た額 (※1)
- イ. 共通仮設費に 100 分の 90 を乗じて得た額(※1)
- ウ. 現場管理費に 100 分の 90 を乗じて得た額 (※1)
- エ. 一般管理費等に 100 分の 55 を乗じて得た額 (※1)
- (※1) 1円未満の端数切り捨て
- (※2) 1円未満の端数切り上げ

2. 最低制限価格の算出例

入札案件:○○工事

(公告、指名通知等で「最低制限価格を設定する」と明記します)

予定価格:10,000,000円

ア. 直接工事費:5,000,000 円イ. 共通仮設費:1,000,000 円ウ. 現場管理費:2,000,000 円エ. 一般管理費等:2,000,000 円

計算手順

【手順1】ア〜エのそれぞれの項目に所定の割合を乗じて、合計額を求める。 (1円未満の端数が出た場合は切り捨て)

- ア. 直接工事費 5,000,000 円×97%=4,850,000 円
- イ. 共通仮設費 1,000,000 円×90%=900,000 円
- ウ. 現場管理費 2,000,000 円×90%=1,800,000 円
- 工. 一般管理費等 2,000,000 円×55%=1,100,000 円
 - 4,850,000 円 +900,000 円 +1,800,000 円 +1,100,000 円 =8,650,000 円

【手順2】予定価格に100分の92を乗じて得た額を求める。

10,000,000 円×92%=9,200,000 円 (1 円未満の端数があった場合は切り捨て)

【手順3】予定価格に100分の75を乗じて得た額を求める。

10,000,000 円×75%=7,500,000 円 (1 円未満の端数があった場合は切り上げ)

【手順4】ア〜エの合計額、予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額、予定価格 に 100 分の 75 を乗じて得た額を比較し、最低制限価格を決める。 7,500,000 円<8,650,000 円<9,200,000 円

8,650,000 円が最低制限価格となる。